

令和3年度今治市青少年センター運営協議会

日時 令和3年12月2日(木) 午後4時～

会場 今治市役所 第3別館 2階会議室

会 次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ 教 育 長
- 3 役員選任
- 4 議 題
 - (1) 令和2年度事業報告について
 - (2) 少年非行の概況について
 - (3) 青少年センターの補導・相談状況について
 - (4) その他
- 5 閉 会

目 次

今治市青少年センター運営協議会委員名簿	…… 1
令和2年度 事業報告	…… 2
今治市青少年センター補導状況	…… 6
今治市青少年センター相談事業受理状況	…… 8

今治市青少年センター運営協議会委員名簿

氏 名	区 分	備 考
長野 和幸	民間有志者の代表	今治市社会福祉協議会会長
岡田 泰司	民間有志者の代表	今治市青少年補導委員会会長
矢野 重典	警察の機関の代表	今治警察署生活安全課長
田坂 勝彦	民間有志者の代表	今治地区防犯協会副会長
向井 誠二	教育の機関の代表	今治地区高等学校等 生徒指導連絡協議会会長 愛媛県立今治南高等学校長
砂田 ひとみ	児童福祉の機関の代表	今治市民生児童委員協議会 監事・主任児童委員部会部長
谷川 勝美	民間有志者の代表	今治地区保護司会副会長
森田 悦子	民間有志者の代表	今治市連合婦人会副会長
熊木 勉	民間有志者の代表	今治市PTA連合会副会長
高須 昌寿	教育の機関の代表	今治市小中学校長会代表 今治市立近見中学校長
福田 博紀	教育の機関の代表	東予教育事務所指導主事
武田 洋輔	教育の機関の代表	今治市小中学校生徒指導主事会代表 今治市立日吉中学校教諭
月原 勉	民間有志者の代表	今治市青少年補導委員会副会長
原田 道照	民間有志者の代表	今治市青少年補導委員会副会長
本宮 幸美	民間有志者の代表	公募委員
任 期	令和3年8月1日～令和5年7月31日	

令和2年度事業報告

1 青少年の非行防止・補導事業

(1) 補導活動

中央補導	(延)	605回	
特別補導	年末		
	(中止)	土曜夜市、おんまく	
地区内補導	(延)	258回	
海岸巡視	(延)	20回	
	合計	883回	3,878人

(2) 各種研修

- 新任補導委員研修会 (各支部分散開催)
- インターネット等安全利用サポーター養成講座 (9月19日・10月3日)
〔中止〕
- 市町少年補導委員〔ブロック別〕東予地区研修大会〔新居浜市大会〕
(7月4日)
- 愛媛県青少年健全育成推進東予(西条市)大会(11月11日)
- 全国青少年補導センター連絡協議会定期大会「愛媛大会」
(11月14日)

(3) 関係機関との連携強化

- 市内小中学校生徒指導主事会
- 今治地区高等学校等生徒指導連絡協議会
- 愛媛県少年補導センター連絡協議会
- 愛媛県少年補導委員連絡協議会
- 東予地区広域補導連絡協議会
- 東予地方青少年対策班会議

2 青少年の健全育成事業

(1) 児童生徒健全育成地域活動事業

市内中学校区を活動単位として、小・中学校及びPTA等が一体となり、その校区の実情に即した研修活動、教育相談活動、地域巡回指導活動、啓蒙活動を行い、児童生徒の健全育成を図った。

(2) 今治市青少年健全育成推進事業

青少年健全育成を目的とした社会教育関係の団体等が事業を実施するものに対し、その必要経費の一部を助成し、事業を推進した。

(3) 三団合同入団式の開催 5月17日(中止)

新入団員数	海洋少年団	2名
	ボーイスカウト	11名
	ガールスカウト	1名
	計	14名

(4) 水の事故防止運動

「子どもを水の事故から守る運動」打ち合わせ会の開催(6月25日)
危険箇所の点検、旗立て、リーフレット、海水浴場の巡視

(5) あたたかい家庭づくり運動

毎月第3日曜日を家庭の日として、家族で話し合いの場を持つなどあたたかい家庭づくり運動を展開した。

※あたたかい家庭づくり運動/児童・生徒作品展

令和3年3月6～7日 旧今治小学校屋内運動場
総数703点

(6) 青少年の自覚を高める運動(少年式)

令和3年2月3日(中学2年生)

3 青少年の悩み相談事業

電話相談、メール相談、来所相談

令和2年度 事業実施報告

月	日	行 事 名	場 所	備 考
4	9	第1回今治地区高等学校等生徒指導連絡協議会	今治西高等学校	
	16	第1回今治市青少年補導委員会支部長会	教育委員会2F会議室	
	24	愛媛県少年補導センター連絡協議会第1回所長会・定例総会		書面開催
5		今治市新任青少年補導委員研修会		各支部分散開催
	17	海洋少年団・ボーイスカウト・ガールスカウト合同入団式	今治市総合福祉センター	中止
	22	今治地区保護司会総会		書面開催
	27	今治市青少年補導委員会総会		書面開催
6	3	東予地区広域補導連絡協議会第1回代表委員会	新居浜市青少年センター	
	5	今治地区防犯協会通常総会		書面開催
	8	第3回今治地区高等学校等生徒指導連絡協議会	今治西高等学校	
	25	子どもを水の事故から守る運動打合せ会	教育委員会2F会議室	
7	2	第4回今治地区高等学校等生徒指導連絡協議会	今治西高等学校	
	4	小中学校生徒指導主事夏季一斉街頭補導	市内(夜店)	中止
	4	市町少年補導委員[ブロック別]東予地区研修大会[新居浜市大会]	新居浜ウィメンズプラザ	中止
8	1	夏休み海岸巡視(8/1~8/12)	海水浴場	
	1	「おんまく」高校生徒指導主事街頭補導	祭り会場周辺	中止
9	7	第5回今治地区高等学校等生徒指導連絡協議会	今治西高等学校	
	17	第3回今治市青少年補導委員会支部長会	教育委員会2F会議室	
	19	インターネット等安全利用サポーター養成講座(第1回)	愛媛県障害学習センター	
10	3	インターネット等安全利用サポーター養成講座(第2回)	愛媛県障害学習センター	
	5	第6回今治地区高等学校等生徒指導連絡協議会	今治西高等学校	
11	2	第7回今治地区高等学校等生徒指導連絡協議会	今治西高等学校	
	11	愛媛県青少年健全育成推進東予(西条市)大会	西条市丹原文化会館	中止
	14	全国青少年補導センター連絡協議会定期大会「愛媛大会」	松山市総合コミュニティセンター	中止
	16	第3回今治市小中学校生徒指導主事会	今治市総合福祉センター	
	16	第4回今治市青少年補導委員会支部長会	教育委員会2F会議室	
	19	東予地方青少年対策班会議	東予地方局	
	26	今治市青少年問題協議会	教育委員会2F会議室	

令和2年度 事業実施報告

月	日	行 事 名	場 所	備 考
12	2	今治市青少年センター運営協議会	教育委員会2F会議室	
	4	未成年者喫煙防止推進協議会	東京第一ホテル松山	
	7	第8回今治地区高等学校等生徒指導連絡協議会	今治西高等学校	
	10	今治地区高校生の交通安全会議	今治市民会館	
	25	小中学校生徒指導主事年末一斉街頭補導	市内	
1	21	第5回今治市青少年補導委員会支部長会	教育委員会2F会議室	
2	3	青少年の自覚を高める運動 少年式	各中学校	
	8	第10回今治地区高等学校等生徒指導連絡協議会	今治西高等学校	
	17	東予地区広域補導連絡協議会第2回代表委員会	新居浜市青少年センター	
	19	愛媛県少年補導センター連絡協議会第3回所長会	松山市青少年センター	
3	3	第11回今治地区高等学校等生徒指導連絡協議会	今治西高等学校	
	6	あたたかい家庭づくり児童・生徒作品展	旧今治小学校体育館	
	7			

毎月第2金曜日	青少年団体連絡協議会	今治市青少年センター	
---------	------------	------------	--

今治市青少年センター補導状況

1 実施状況 令和3年度(4/1~10/31)

(人)

区 分		午 前		午 後		夜 間		計	
		本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年
中央補導	一 般	31	39	137	130	208	241	376	410
	学 校			57	123	29	33	86	156
	教育事務所								
海 岸 巡 視		40	22	40	18			80	40
地 区 内 補 導		61	93	115	157	381	575	557	825
小 計		132	154	349	428	618	849	1,099	1,431
警 察									
事 務 局		269	278	270	288	46	58	585	624
合 計		401	432	619	716	664	907	1,684	2,055

(回)

出務回数	海 岸	20	11	20	9			40	20
	地 区 内	13	15	23	33	59	88	95	136
	中央補導	132	141	150	178	24	29	306	348
	計	165	167	193	220	83	117	441	504

(日)

実施日数	海 岸	12	7	13	7			19	9
	地 区 内	10	11	22	32	36	65	60	90
	中央補導	132	141	135	139	24	29	137	141
補導実施日数		146	153	146	151	52	83	161	169

2 「愛の一声」 をかけたもの

令和3年度 (4/1~10/31)

(人)

区分 行為		小学生		中学生		高校生		その他		合計	
		本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年
金品持出し											
金銭濫費											
盛り場徘徊											
夜遊び											
不健全 全娛樂	ゲーム機等	9	10	213	184					222	194
	パチンコ										
	薬物乱用 および飲酒										
不良交友											
危険水泳具											
危険な遊び			7	8	65	30	28			38	100
危険個所出入り											
自転車危険運転 (並進・ノーヘル・右側通行等)		1		21	29	44	37			66	66
自転車二人乗り				2	4	2	3			4	7
自転車無灯火							3				3
信号無視 携帯しながら運転				1		4				5	
喫煙						1				1	
喫茶店出入り											
怠学(怠業)			1	5		3	18			8	19
合計		10	18	250	282	84	89			344	389

3 今治市青少年センター相談事業受理状況

令和3年度 (4/1~10/31)

① 相談方法別

区 分	本年度累計					前年度同期			
	小	中	高	不明	計	小	中	高	計
電 話	4	2	4	3	13	4	3	1	8
メール相談	6		1		7	0			
来 所	1	1		2		1		1	
訪 問					0	0			
合 計	5	8	5	4	22	4	3	2	9

いじめ(再掲)

区 分	本年度累計					前年度同期			
	小	中	高	不明	計	小	中	高	計
電 話	2				2	0			
メール相談					0	0			
来 所					0	0			
訪 問					0	0			
合 計	2	0	0	0	2	0	0	0	0

② 相談者別

区 分	本年度累計					前年度同期			
	小	中	高	不明	計	小	中	高	計
本 人	3	7	2	4	16	2	1	1	4
家 族	2	1	3	6		2	2	1	5
学 校					0	0			
その他					0	0			
合 計	5	8	5	4	22	4	3	2	9

いじめ(再掲)

区 分	本年度累計					前年度同期			
	小	中	高	不明	計	小	中	高	計
本 人					0	0			
家 族	2				2	0			
学 校					0	0			
その他					0	0			
合 計	2	0	0	0	2	0	0	0	0

③ 相談内容別

区 分	本年度累計					前年度同期						
	小	中	高	不明	計	小	中	高	計			
家庭	しつけ・虐待				0	1	1	2				
	親子・家族関係				1	1						
	家庭内暴力				0							
学校内外	不登校				1	1	2	4		1	1	2
	いじめ				2				2			
	ネット被害									0		
	人間関係		2	1	2	5	2				2	
	学習・進路・適性				1	1			2			
	学校・教師への不信・不満									0		
	詐欺・ストーカー									0		
非行等	喫煙・薬物									0		
	家出・外泊									0		
	不良交友									0		
	窃盗・万引き									0		
	異性交遊									0		
思春期	健康・心身				5	2	1	8		1	1	2
	性問題									0		
社会	仕 事									0		
	有料・有害サイト									0	1	1
その他									0			
合 計				5	8	5	4	22	4	3	2	9

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、青少年センターに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 青少年センターを次のとおり設置する。

名称 今治市青少年センター

位置 今治市南大門町二丁目5番地1

(事業)

第3条 前条の表に掲げる青少年センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年問題関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。
- (2) 街頭補導に関すること。
- (3) 継続補導に関すること。
- (4) 青少年相談に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事業

(職員)

第4条 センターに所長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(運営協議会)

第5条 センターの適正な運営を図るため、今治市青少年センター運営協議会を置く。

- 2 今治市青少年センター運営協議会の委員(以下この条において「委員」という。)は、20人以内をもって組織し、今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年1月16日から施行する。

○今治市青少年センター条例施行規則

平成17年1月16日

教育委員会規則第56号

改正 平成25年4月2日教育委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、今治市青少年センター条例（平成17年今治市条例第106号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第2条 今治市青少年センター（以下「センター」という。）に、次の係を置く。

指導育成係 補導係

2 センターに次のとおり支部を置く。

名称	位置	所管区域
朝倉支部	今治市朝倉北甲397番地	朝倉の区域
玉川支部	今治市玉川町三反地甲10番地1	玉川町の区域
波方支部	今治市波方町樋口甲250番地	波方町の区域
大西支部	今治市大西町宮脇甲506番地の1	大西町の区域
菊間支部	今治市菊間町浜822番地	菊間町の区域
吉海支部	今治市吉海町八幡137番地	吉海町の区域
宮窪支部	今治市宮窪町宮窪2668番地	宮窪町の区域
伯方支部	今治市伯方町木浦甲1235番地	伯方町の区域
上浦支部	今治市上浦町井口6605番地	上浦町の区域
大三島支部	今治市大三島町宮浦5708番地	大三島町の区域
関前支部	今治市関前岡村甲732番地	関前の区域

(分掌事務)

第3条 センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) センターの管理運営に関すること。
- (2) 今治市青少年センター運営協議会に関すること。
- (3) 今治市青少年問題協議会に関すること。
- (4) 青少年の補導及び相談に関すること。
- (5) 青少年補導委員に関すること。
- (6) 青少年及び青少年団体の育成指導に関すること。
- (7) 青少年関係機関及び団体等との連絡調整に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成に関すること。

(職員)

第4条 所長は、上司の命を受けて職員を指揮監督し、センターの事務を掌理する。

- 2 特に必要があるときは、センターに所長補佐を置くことができる。
- 3 所長補佐は、所長を補佐し、センターの事務を整理する。
- 4 係に係長を置き、係長は、所長の命を受けて係の事務を処理する。

(運営協議会委員)

第5条 条例第5条第2項に規定する今治市青少年センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員は、警察、教育、児童福祉、労働等の機関及び民間有志者の代表等のうちから今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(会長及び副会長)

第6条 運営協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 運営協議会は、必要に応じ教育長が招集する。

- 2 運営協議会は、委員定数の過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前3項に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

(青少年補導委員)

第8条 センターに、問題青少年の早期発見及び早期補導の業務を行うため青少年補導委員（以下「補導委員」という。）を置く。

- 2 補導委員の定数は、280人以内とする。
- 3 補導委員は、青少年の補導に関係ある各機関及び団体並びに民間有志者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 補導委員の任期は、2年以内で教育委員会の定める期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委嘱された補導委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。
- 6 補導委員は任期満了後も後任者が選任されるまでの間、その職務を行う。
- 7 補導委員は、非常勤務とし、センターの事業計画に基づき、その業務に当たるものとする。

(身分証明書)

第9条 補導委員が補導活動に従事する場合は、教育委員会が発行する身分証明書を携帯し、必要に応

じて提示するものとする。

(準用)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの庶務に関し必要な事項は、今治市教育委員会事務局
処務規則（平成17年今治市教育委員会規則第5号）の例による。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月16日から施行する。

附 則（平成25年4月2日教育委員会規則第9号）

この規則は、平成25年4月2日から施行し、同日以後に委嘱を受けた補導委員について適用する。